出典:愛知農地転用.com 行政書士事務所ホームページ

(https://www.aichi-noten.com/tenyou/1616.html) より引用

HOME » 農地転用お役立ち情報 » 農地転用で有効な始末書の書き方

農地転用で有効な始末書の書き方

無断で農地転用をしてしまうと、農地法違反となり処罰の対象となり得ますが、一般の方で農地法 に精通している方はむしろ稀ではないでしょうか。

しかし、農家の方なら無断転用してはしけないことは、常識として十分認知されていると考えられます。ところが依然として無断転用の案件は後を絶ちません。

無断転用について行政は、寛容な態度で臨んでおり、追認的許可という名目で事後的に許可を受けることで違法状態の是正を図っています。

追認的許可についてはこちらから。

ですが、事後的に許可申請をする場合、通常の申請書類の加えて始末書を提出しなければなりません。自治体の中には、すでに様式が決まっていて、必要事項を穴埋めで記入すればよいものもありますし、任意方式の自治体もあるようです。

そこで今回は、農地転用で有効な始末書の書き方についてご紹介します。

始末書に記載すべき5つのポイント

無断転用の始末書の場合、記載すべき内容はほとんど変わりません。以下のポイントを抑えて書けば問題無いでしょう。

- 1. 無断転用してしまった日付
- 2. 何の目的で使用しているか
- 3. 無断転用に至った経緯
- 4. 農地法を遵守する旨
- 5. 審議のお願い

最低限上記5つのポイントは抑えておきましょう。このほか、申請人の住所氏名や土地の所在に関する情報も記載する必要がありますが、絶対に記載すべき項目ですので省略しました。

無断転用の日付について

基本的に意図せず無断転用してしまったケースがほとんどだと思いますので、無断転用の日付を明確に覚えている方はいないと思います。

分からないものはどうしようもありませんから、始末書においては思い出せる限りでいいので、なるべく近い日付を記入するようにしておきましょう。

日付を調べる方法としては、固定資産税の課税明細書などがあります。農地から違う課税地目に変わっている年が分かれば、大体の検討が付けられると思います。